

博士の学位申請に関する手続き及び審査体制・基準等について

1 課程修了による博士の学位

博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます。

2 博士論文審査体制・方法

(1) 審査体制

博士論文の審査は、研究科委員会の定めた審査委員によってこれを行います。

審査委員は、当該論文に関連ある研究領域の教員3名以上とし、主査を1名、副査を2名以上とします。

(2) 審査方法

① 最終試験

博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、審査委員が博士論文を中心とし、試問の方法によって行います。試問は、口頭により行いますが、筆答試問を併せ行うこともあります。

② 審査期間

博士論文の審査及び最終試験は、当該論文受理後1年以内に終了します。

③ 審査結果

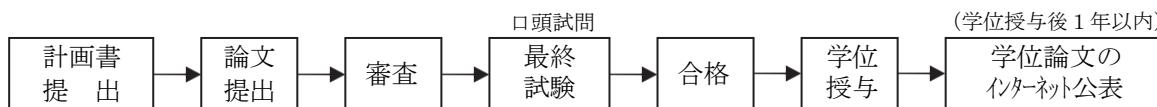
博士論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得て決定します。

3 博士論文審査基準

学位論文（博士）を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、社会的意義が認められるか
- (2) テーマに基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか
- (3) 研究目的にふさわしい分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切かつ厳密か
- (4) 先行研究や関連した研究を十分に調査し、的確に考察されているか
- (5) 研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見など独創的な観点があるか

4 学位授与までの主な流れ



5 スケジュール

学位(博士)授与までの手続き	9月期授与	3月期授与
「博士論文計画書・研究業績書」の提出 ※	1月末まで	8月末まで
学位申請書・学位論文(博士論文)等の書類一式の提出	4月末	11月末
最終試験(口頭試問)	5月中旬～6月末	12月中旬～1月末
学位記授与式	9月18日頃	3月23日頃

※「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

6 博士論文提出要件

博士の学位論文は、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、以下のいずれかの要件を満たしていかなければ提出することができません。

- ① 研究書（単著）が1冊以上あること
- ② 学術雑誌に掲載された業績（査読あり）が2本以上あること
- ③ 学術雑誌に掲載された業績（査読あり）が1本あり、かつ、社会学研究科委員会が研究成果として認める業績（査読なし）が3本以上あること
- ④ 社会学研究科委員会が研究成果として認める業績（査読なし）が5本以上あること

7 博士論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第 39 条に基づき、学位を授与されてから 1 年以内にインターネットの利用（関西大学学術リポジトリ）により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、インフォメーションシステムの「申請・アンケート」へ掲出していますので、確認してください。